

療養費等の支給に係る請求書等の紛失について（お詫び）

本会において、「70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減措置」に伴い国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の支払い事務に関し、府内の一部の保険者から受領しました療養費等に係る請求書等を紛失いたしました。

今回の紛失により、保険者、被保険者、医療機関並びに関係各位にご迷惑をお掛けしたことに對し、深くお詫び申し上げますとともに、今後このような事態が発生しないように万全の防止策を講じ、信頼回復に努めて参ります。

経緯と今後の対応につきましては、次のとおりです。

1 経緯

○平成 28 年 5 月 19 日（木）～27 日（金）

平成 28 年 6 月請求分として、府内 9 市 2 町 1 国民健康保険組合の保険者から、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の支払い事務に係る「療養費等に係る請求書」（紙媒体）と「受給者別一覧表（連名簿）」（紙または電子媒体）を受領。

○平成 28 年 5 月 27 日（金）

上記受領物について、通常、保険者ごとにクリアファイルに納め、ロッカーに入れ、施錠保管しているところ、終業時、ダンボール箱（コピー用紙の空き箱）に入れ、事務機の傍らに置いて、担当職員が帰宅。

○平成 28 年 5 月 30 日（月）

担当職員が出勤した際、ダンボール箱に受領物が入っておらず、空の状態となっていることを発見。担当課の全職員の机、ロッカー等を搜索したものの見当たらず、廃棄物としての搬出の可能性も踏まえ、清掃業者及び廃棄物処分業者に状況確認。

○平成 28 年 5 月 31 日（火）

清掃業者及び廃棄物処理業者より、既に焼却場や古紙再生処理場へ搬入済みであり、捜し出すことは不可能であるとの回答。

○平成 28 年 5 月 31 日（火）～6 月 2 日（木）

厚生労働省、関係保険者への謝罪、経過説明、状況報告。

関係保険者への請求書等の再提出依頼。

2 紛失した受領物

○療養費等に係る請求書：個人情報含まず。

○受給者別一覧表（連名簿）：下記の個人情報等を含む、1276 件のデータ。

「医療機関（施術者等）名」、「被保険者証記号」、「被保険者証番号」、「生年月日」、「性別」、「公費負担額」、「療養費等の支給（決定）額」、「診療年月」

※受給（受診・受療）者の住所、個人名は含まれていません。

3 今後の対応等

今回の事案は、本会における個人情報の保護に関する取扱規定に沿った保管がなされていなかったことにより、発生したものと考えております。

このため、事案発生直後及び6月1日（水）に緊急の管理職会議等を行い、今回のような事案を二度と発生させないよう、個人情報等を含む書類等はもとより、その他資料等の適正な保管手続きの徹底、再確認を指示し、本会全体での注意喚起を行いました。

また、具体的な防止策としては、廃棄物との混同を避けるため、コピー用紙の空き箱等を利用した書類整理を禁止するとともに、終業時に施錠ロッカーへの保管忘れがないか、担当係における最終帰宅者と担当課における最終帰宅者での二重チェックを行うこととしました。

※「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減措置」

医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であって、70歳から74歳である方々に係る一部負担金等の割合については、平成20年4月から2割とされているところですが、その特例軽減措置として、一部負担金等の一部に相当する額を国が被保険者等に代わって保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に支払うこと等により、負担の軽減が図られてきました。平成26年4月1日以降70歳に達する方は2割負担となりますが、平成26年3月31日以前に70歳に達している方は、引き続き特例軽減措置（1割負担）となっています。

この措置のうち、国が被保険者等に代わって保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に支払う事務（審査支払事務）について、各都道府県国民健康保険団体連合会は、厚生労働省より契約に基づく委任を受けています。

《問い合わせ先》

大阪府国民健康保険団体連合会 業務管理課

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 （中央大通F Nビル内）

TEL 06-6949-5334(直通)

FAX 06-6949-5363

E-mail:kanri@osaka.kokuhoren.jp